

## 「給与に係る改定提案」について

2023 年 10 月 24 日、2023 年度春季要求に対する回答団交が行われました。賃金要求についての回答として、法人・人事部より「給与に係る改定提案」（添付資料 1）を受けましたので、ご報告いたします。早急に組合としての回答をまとめる必要があるため、以下ご確認ください。その他の要求に対する回答については後日お知らせします。

### 【1】提案の趣旨・概要

〈法人の説明内容〉

限られた収入見通しの中、将来の固定的なコスト増となるベースアップについては、慎重にならざるを得ず、判断は困難であるが、教職員皆様の今後の学院への貢献への期待、併せて物価上昇等を理由とする組合の要求については、一定の理解を示すべきとの判断から、基本給組み入れによる住宅手当の解消を条件に、ベースアップの提案をしたい。加えて、初任給をはじめとした若年層の給与年収は、他校との比較において、若干低い傾向という事は法人も認識しており、考慮した結果、若年層 40 歳程度までに基本給の加算をすることを併せて提案する。来年 4 月の施行を目指して、ベースアップ、住宅手当の基本給の組み入れ、若年層への基本給加算、以上三項目を一体として提案するので検討をお願いしたい。

- 1、住宅手当の解消を条件として、基本給月額 2,500 円の引き上げ
- 2、住宅手当の解消（基本給への一律 14,000 円の組み入れ）
- 3、若年層への基本給加算（教授、准教授、教諭、総合職対象）

※上記三項目が合意となった場合、1、は（現在住宅手当の支給対象外となっている）助教、助手（院生助手を除く）、有期事務職員、有期現業職員、有期技術・技能系職員も対象となる。研究支援職員に関しては世帯主相当額のベア（年間 7,580 円）を想定。

※詳細は添付資料 1 をご確認ください。

### 【2】本提案についての組合執行部の所見（現時点の分析）

内容としては、①属人手当（住宅手当）の見直しとベースアップの同時実施、②若年層の基本給加算となります。法人としては、約 1 億円の支出増を見込んでいるとのことです。住宅手当の見直しと若年層の基本給加算については、2022 年 7 月にも法人から提案された内容です。その際組合は、「いくつかの問題があり、特に、見直しによって誰かが不利益を被るような提案であることは受け入れられない、見直しをするならばベースアップと組み合わせ、誰も損をしないようにするのが筋ではないか」と回答しました。今回の法人の提案内容は、その提案に沿った形になっています。2022 年当時の中央執行委員長で、この問題にあたった吉田特別委員に、今回の提案を改めて分析していただいたので、添付資料 2 をご覧ください。

若年層加算は別として、それ以外の組合員への影響は以下の通りです。

- ・世帯主は 23,400 円、非世帯主は 16,900 円の住宅手当が廃止され、代わりに 16,500 円が基本給に組み入れられます。

※一時金を含めた住宅手当支給分（世帯主が年額 294,700 円、非世帯主が年額 212,840 円）が無くなり、年額 302,280 円相当が基本給・一時金として加算されます。

（三項目に合意した場合、現在制度上住宅手当支給対象外の方も、月額 2,500 円のベースアップ対象となります。）

- ・退職金が基本給上昇分のプラスの影響を受けます。

- ・超勤手当算定基準が変更となるため、超勤手当の単価も微減します。

### 【3】組合の今後の対応方針について

現時点の分析は、あくまでも現行の一時金、退職金支給基準が維持されることが前提です。組合としては、組み換えによって生じる様々な影響や課題（傾斜的待遇改善や、対象等）をさらに精査しつつ、提案を受け入れることになった場合には、一時金、退職金支給基準の長期的維持の保証と、物価高騰への継続的対応等を引き続き強く求めていく必要があると考えています。

今後、執行委員会で議論し、組合としての回答を決定いたします。ご協力よろしく申し上げます。

以上